

# 複合による他動化

小林 英 樹

キーワード：複合、他動化、動名詞、語彙概念構造

## 要 旨

動名詞（「着陸」）は、通常、「～する」という形で使われる。

(a) ハイジャック機が空港に着陸した。

しかし、副詞的要素（「強制」）と複合することによって、複合の結果できた動名詞（「強制着陸」）が「～する」という形で使えなくなることがある。

(b) \*ハイジャック機が空港に強制着陸した。

「強制着陸」を述語として使うには、「～させる」という形にしなければならない。

(c) 空軍機がハイジャック機を空港に強制着陸させた。

本稿は、どのような動名詞が「～する」という形で使えない動名詞になるかを分析する。また、「～する」という形で使えない動名詞を述語として使った際の「せ(る)」は、語彙概念構造で他動化したことを明示するマーカーである、と主張する。

## 0.はじめに

(1)の「着陸する」の「着陸」は、単独で主語や目的語としても使われるので、これまでの日本語学では、名詞の下位類(いわゆる「サ変動詞になりうる名詞」)として扱われてきた。

(1) ハイジャック機が空港に着陸した。

cf. 雨が降っている日は、着陸が難しい。

影山(1993)は、いわゆる「サ変動詞になりうる名詞」が普通の名詞とは形態論的にも機能的にも異なっていることを指摘し、動名詞(VN)として特立することの必要性を説いている。動名詞は、単独で主語や目的語として使うことができるという点では、名詞と平行しており、事態を表すという点では、動詞と平行している。

動名詞と名詞を見分ける基準としては、「～する」という形で使えるかどうかというのがある。

(2) 動名詞：予想する、投票する、換金する

(3) 名詞：\*騎手する、\*馬券する、\*ダービーする

しかし、主要部（「着陸」）が動名詞であるにもかかわらず、「強制」と「着陸」が複合した「強制着陸」は、「～する」という形で使えない。

(4) \*ハイジャック機が空港に強制着陸した。

## (2) 複合による他動化

cf. ハイジャック機が空港に着陸した。

「強制着陸」を述語として使うには、「～させる」という形にしなければならない。

(5) 空軍機がハイジャック機を空港に強制着陸させた。

「強制」と「排除」が複合した「強制排除」は、「～する」という形で使える。

(6) 警察がデモ隊を強制排除した。

「強制排除」は「～する」という形で使えるのに、なぜ、「強制着陸」は「～する」という形で使えないのか。「強制」と「着陸」が複合することで、どういうことが起こっているのか。

本稿は、「強制着陸」のような「～する」という形で使えない動名詞について考察する。

1.で、データを提示し、2.で、構成要素の結合関係を検討し、3.で、どのような動名詞が「～する」という形で使えない動名詞になるかを分析する。4.で、「～する」という形で使えない動名詞を述語として使った際の「せ(る)」は、語彙概念構造で他動化したことを明示するマーカーである、と主張する。続いて、5.で、語彙概念構造における他動化が、1.で提示したデータ以外にも有効であることを述べる。そして、6.で、本稿の結論をまとめ、本稿の考察に関連すると思われる現象に簡単に触れる。

### 1. データ

「強制着陸」のような「～する」という形で使えない動名詞には、次のようなものがある。

(7)\* ホームレスが新宿駅から強制退去した。

cf. 都がホームレスを新宿駅から強制退去させた。

(8)\* ユダヤ人が国外に強制移住した。

cf. ナチスがユダヤ人を国外に強制移住させた。

(9)\* 大学生が国民年金に強制加入することになった。

cf. 大学生を国民年金に強制加入させることになった。

0.でも指摘したように、「強制」と二字漢語動名詞が複合したものすべてが、「強制着陸」のような「～する」という形で使えない動名詞になるわけではない。「強制排除」のような「～する」という形で使える動名詞には、次のようなものがある。

(10) 日本政府は不法就労者を本国に強制送還した。

(11) 日本軍は多くの中国人を強制連行した。

(12) ナチスはユダヤ人を収容所に強制収容した。

「強制」と二字漢語動名詞が複合した四字漢語動名詞には、「強制着陸」のような「～する」という形で使えないものと、「強制排除」のような「～する」という形で使えるものがある。

### 2. 構成要素の結合関係

「～する」という形で使えない「強制着陸」では、「強制」と「着陸」は、どのような関

係で複合しているのだろうか。可能性として、次の2つが考えられる。

- ① 「強制」が動名詞で、「強制」と「着陸」が「着陸を強制する」という項関係で複合している。
- ② 「強制」が「強制的に」という意味の副詞的要素で、「強制」と「着陸」が複合している。

①の可能性を検討してみよう。「強制」が動名詞で、「強制」と「着陸」が「着陸を強制する」という項関係で複合していると考えたと、左側の「強制」を主要部と考えなければならぬ。しかし、四字漢語動名詞では、構成要素が項関係で複合していれば、通常、右側の構成要素が主要部になる。

- (13) 自治体が市民に情報提供している。
- (14) 大企業が地方進出する理由は、……。
- (15) アメリカは乳製品を輸入規制している。

構成要素が項関係で複合している「情報提供」などでは、右側の構成要素が主要部になっている。構成要素が項関係で複合している四字漢語動名詞では、右側の構成要素が主要部になることを考えると、「強制着陸」で、左側の「強制」が主要部になっていると考えることには、問題がある。また、もし、「強制」と「着陸」が「着陸を強制する」という項関係で複合していて、左側の「強制」が主要部であれば、(16)が文法的になるはずである。

- (16) \*空軍機がハイジャック機を空港に強制着陸させたが、着陸に失敗し、ハイジャック機は墜落した。
- (17) 空軍機がハイジャック機に空港着陸を強制したが、着陸に失敗し、ハイジャック機は墜落した。

(17)が示すように、「着陸を強制した」といっても、着陸を強制されたハイジャック機は着陸するとは限らない。しかし、「強制着陸させた」というと、着陸を強制されたハイジャック機は必ず着陸していなければならない。これらのことから、「強制着陸」でも、右側の「着陸」が主要部になっていると考えられる。「強制」と「着陸」が「着陸を強制する」という項関係で複合していて、左側の「強制」を主要部と考える①の可能性には問題がある。「～する」という形で使えない「強制着陸」では、右側の「着陸」が主要部で、左側の「強制」は「強制的に」という意味で副詞的に機能している、と考えられる。(また、「～する」という形で使える「強制排除」でも、右側の「排除」が主要部で、左側の「強制」は「強制的に」という意味で副詞的に機能している、と考えられる。)

### 3. 分析

「強制着陸」の「強制」が「強制的に」という意味で副詞的に機能していることは、2.で確認した。具体的な分析に入る前に、「強制」の機能を規定しておく。しかし、「強制」の機能を直接規定することは難しいので、「強制的に」という副詞の分析を手がかりにして、間接的に「強制」の機能を規定することにしよう。

- (18) 警察がデモ隊を強制的に排除した。

(4) 複合による他動化

(19) \*警察がデモ隊を強制的に殴打した。

「排除(する)」は、いわゆる使役他動詞である。「排除(する)」の外項(「警察」)は、内項(「デモ隊」)の位置変化を引き起こす Causer である。<sup>注1</sup>一方、「殴打(する)」は、内項(「デモ隊」)への働きかけだけを表す他動詞である。「殴打(する)」の意味の中には使役という概念は含まれていない。(18)と(19)の対比から、「強制的に」という副詞は、外項である Causer の引き起こし (CAUSE) のようすを描写する副詞ということがわかる。次の(20)と(21)を比べると、このことは、一層はっきりする。

(20) 太郎が次郎を強制的に踊らせた。

(21) \*太郎が強制的に踊った。

また、次の(22)と(23)の対比から、「迷惑をかける者 vs 迷惑をかけられる者」という関係が重要であることがわかる。

(22) 太郎が踊りたがらない次郎を強制的に踊らせた。

(23) \*太郎が踊りたがっている花子を強制的に踊らせた。

cf. 太郎が踊りたがっている花子に踊らせた。

「踊りたがらない次郎」にとっては、太郎が踊らせようとすることは迷惑であるが、「踊りたがっている花子」にとっては、太郎が踊らせようとすることは迷惑でない。以上の「強制的に」という副詞の分析から、「強制的に」という意味で副詞的に機能する「強制」の機能を暫定的に(24)のように規定しておく。

(24) 「迷惑をかける者 vs 迷惑をかけられる者」という関係における Causer の引き起こし (CAUSE) のようすを描写する。

それでは、まず、「～する」という形で使える「強制排除」を分析してみよう。

(25) 警察がデモ隊を強制排除した。

(25)では、主要部(「排除」)の外項である「警察」が「迷惑をかける者」に、主要部(「排除」)の内項である「デモ隊」が「迷惑をかけられる者」になっている。つまり、「警察」と「デモ隊」の間に、「強制」が必ず含意する「迷惑をかける者 vs 迷惑をかけられる者」という関係が成り立っている。「強制」は、「迷惑をかける者」である「警察」(Causer)の引き起こし (CAUSE) のようすを描写している。

(26) 警察がデモ隊のバリケードを強制排除した。

(26)でも、(25)と同様に、主要部(「排除」)の外項である「警察」が「迷惑をかける者」になっている。しかし、主要部(「排除」)の内項である「バリケード」は、「迷惑をかけられる者」ではない。(26)では、「バリケード」の持ち主である「デモ隊」が、「迷惑をかけられる者」になっている。(25)と(26)で、このような違いがあるが、ここで重要なことは、(25)の「警察」と(26)の「警察」が、「迷惑をかける者 vs 迷惑をかけられる者」という関係において、どちらも「迷惑をかける者」になっている、ということである。[VN 強制 VN]という構造をもち、「～する」という形で使える動名詞では、主要部 (VN) の外項は、「迷惑をかける者 vs 迷惑をかけられる者」という関係において、常に「迷惑をかける者」<sup>注2</sup>になっている。

次に、「～する」という形で使えない「強制着陸」を分析してみよう。

(27) 空軍機がハイジャック機を空港に強制着陸させた。

(27)では、主要部(「着陸」)の外項である「ハイジャック機」が、「迷惑をかける者 vs 迷惑をかけられる者」という関係において、「迷惑をかけられる者」になっている。(主要部の外項が「迷惑をかける者」になっている「強制排除」とは、対照的である。)

(28) \*ハイジャック機が空港に強制着陸した。

(28)が非文法的なのは、「強制」が「迷惑をかける者 vs 迷惑をかけられる者」という関係を必ず含意するにも関わらず、「迷惑をかける者 vs 迷惑をかけられる者」という関係が成り立たないからであろう。文法的な(27)では、「空軍機」が「迷惑をかける者」に、「ハイジャック機」が「迷惑をかけられる者」になっており、「空軍機」と「ハイジャック機」の間に、「強制」が必ず含意する「迷惑をかける者 vs 迷惑をかけられる者」という関係が成り立っている。

「着陸(する)」は、飛行機が自らの位置変化を引き起こすことを表す動詞であるから、その意味の中に使役という概念は含まれている。もし、「着陸(する)」の外項(「ハイジャック機」)と内項(「空港」)の持ち主の間に、「迷惑をかける者 vs 迷惑をかけられる者」という関係が成り立てば、「強制着陸」は「～する」という形で使えるはずである。実際、(28)の文法性判断を調査したインフォーマントの中に1人だけ(28)を文法的と判断する話者がいた。(28)を非文法的と判断する話者(筆者も含む)では、「ハイジャック機」と「空港」の持ち主の間に、「迷惑をかける者 vs 迷惑をかけられる者」という関係が成り立たず、「空港」を単なる場所としてしかとらえていないが、(28)を文法的と判断する話者では、「ハイジャック機」と「空港」の持ち主の間に、「迷惑をかける者 vs 迷惑をかけられる者」という関係が成り立っているのだろう。

(29) \*ホームレスが新宿駅から強制退去した。

cf. 都がホームレスを新宿駅から強制退去させた。

「強制退去」も「～する」という形で使えないが、「強制退去」では、主要部(「退去」)の外項(「ホームレス」)と内項(「新宿駅」)の持ち主の間には、「迷惑をかける者 vs 迷惑をかけられる者」という関係がどうしても成り立たない。(28)を文法的と判断した話者も、(29)は非文法的と判断した。

ここまでの分析をまとめると、(30)のようになる。

(30) [VN 強制 VN] という構造をもつ動名詞で、

- ① 主要部(VN)の外項が「迷惑をかける者」で、外項と内項(あるいは内項の持ち主)の間に、「迷惑をかける者 vs 迷惑をかけられる者」という関係が成り立てば、その動名詞は、「～する」という形で述語として使える。
- ② 主要部(VN)の外項が「迷惑をかけられる者」ならば、その動名詞は、「～する」という形で述語として使えず、「～させる」という形で使わなければならない。

#### 4. 「強制着陸させる」の「せ(る)」

ここでは、「強制着陸させる」の「せ(る)」について考える。「強制着陸させる」の「せ(る)」をいわゆる使役の助動詞と考えるわけにはいかない。もし、「強制着陸させる」の「せ(る)」がいわゆる使役の助動詞ならば、「\*強制着陸する」という自動詞が存在するはずである。

本稿は、「強制着陸させる」は、語彙概念構造(LCS)における他動化によってできた他動詞と考える。「強制着陸させる」を他動詞と考えると、「強制着陸させる」に直接対応する自動詞(「\*強制着陸する」)は、実際の語彙項目として存在しなくてもよい。語彙概念構造における他動化は、Compelled Movement Alternation<sup>注4</sup>を示す動詞を分析した Brousseau and Ritter (1991) で仮定されている。

Brousseau and Ritter (1991) の分析を少しみてみよう。英語の jump は、(31)に示すように、自動詞として使われる。

(31) The lions jumped through the hoop.

Brousseau and Ritter (1991) は、自動詞の jump の語彙概念構造を(32)のように表示している。

(32) [x DO MOVE ...] / jump  
x: the lions

また、英語の jump は、(33)に示すように、他動詞として使われることもある。

(33) The trainer jumped the lions through the hoop.

Brousseau and Ritter (1991) は、語彙概念構造における他動化を仮定し、他動詞の jump の語彙概念構造を(34)のように表示している。

(34) [y CAUSE [x DO MOVE ...]] / jump  
y: the trainer x: the lions

日本語にも、語彙概念構造における他動化があり、語彙概念構造で他動化した動名詞を述語として使う際には、語彙概念構造で他動化したことを明示するマーカーである「せ(る)」が現れると仮定しよう。(なお、語彙概念構造で他動化していなければ、その動名詞を述語として使う際に、「せ(る)」は現れない。)この状況を図示すると、(35)のようになる。

(35) LCS → 他動化 → LCS → 「VN させる」  
cf. LCS → 「VN する」

それでは、語彙概念構造における他動化を具体的にみていこう。「着陸」の語彙概念構造は、本稿の分析に關与する部分を示すと、概略(36)のようになる。

(36) [y CAUSE [BECOME [y BE [AT z]]]]  
y: ハイジャック機 z: 空港

「着陸」が述語として使われたら、「～する」という形になる。

(37) ハイジャック機が空港に着陸した。

(36)を他動化したものが、「強制着陸」の語彙概念構造だと考えられる。「強制着陸」の語

語彙概念構造は、概略(38)のようになる。

(38) [x CAUSE [y CAUSE [BECOME [y BE [AT z]]]]]

x: 空軍機 y: ハイジャック機 z: 空港

「強制着陸」は、語彙概念構造で他動化したものなので、「強制着陸」が述語として使われたら、「～させる」という形になる。

(39) 空軍機がハイジャック機を空港に強制着陸させた。

それでは、なぜ、「強制着陸」は、語彙概念構造で他動化しているのか。何が語彙概念構造における他動化を誘発しているのか。「強制着陸」において、語彙概念構造における他動化を誘発しているのは、「強制」と「着陸」の複合だと考えられる。3.で分析したように、「強制」は、「迷惑をかける者 vs 迷惑をかけられる者」という関係を必ず含意する。(36)の語彙概念構造では、「強制」が必ず含意する「迷惑をかける者 vs 迷惑をかけられる者」という関係が成り立たない。

(36) [y CAUSE [BECOME [y BE [AT z]]]]

y: ハイジャック機 z: 空港

(36)を他動化し、(38)のようになれば、「強制」が必ず含意する「迷惑をかける者 vs 迷惑をかけられる者」という関係が成り立つようになる。

(38) [x CAUSE [y CAUSE [BECOME [y BE [AT z]]]]]

x: 空軍機 y: ハイジャック機 z: 空港

(「空軍機」が「迷惑をかける者」で、「ハイジャック機」が「迷惑をかけられる者」である。)

「強制」と「排除」が複合した「強制排除」は、「～する」という形で使えた。

(40) 警察がデモ隊を強制排除した。

「強制」と「排除」の複合は、語彙概念構造における他動化を誘発しない。「排除」の語彙概念構造と「強制排除」の語彙概念構造は、基本的に同じである。<sup>注7</sup>

(41) 「排除」の語彙概念構造

[x CAUSE [BECOME [y BE ...]]]

x: 警察 y: デモ隊

(42) 「強制排除」の語彙概念構造

[x CAUSE [BECOME [y BE ...]]]

x: 警察 y: デモ隊

「強制」と「排除」の複合が語彙概念構造における他動化を誘発しないのは、語彙概念構造で他動化しなくても、「警察」と「デモ隊」の間に、「強制」が必ず含意する「迷惑をかける者 vs 迷惑をかけられる者」という関係が成り立つからである。

ここまで、語彙概念構造における他動化を仮定して、「強制着陸」のような「～する」という形で使えない動名詞を分析してきたが、語彙概念構造における他動化の存在を裏付ける証拠はないだろうか。動名詞を主要部とする名詞句を考えてみよう。

(43) ホームレスが新宿駅から退去した。

(44) ホームレスによる新宿駅からの退去

## (8) 複合による他動化

(44)は、(43)を名詞句化したものである。(44)が示すように、「退去」の外項(「ホームレス」)は、「～による」でマークできる。

(45) 都がホームレスを新宿駅から強制退去させた。

(46) 都によるホームレスの新宿駅からの強制退去

(47) \*都によるホームレスによる新宿駅からの強制退去

(46)、(47)は、(45)を名詞句化したものである。(47)が示すように、「強制退去」の主要部である「退去」の外項(「ホームレス」)は、「～による」でマークできない。

(48) 都がホームレスを新宿駅から排除した。

(49) 都によるホームレスの新宿駅からの排除

(50) \*都によるホームレスによる新宿駅からの排除

(49)、(50)は、(48)を名詞句化したものである。(50)が示すように、「排除」の内項(「ホームレス」)は、「～による」でマークできない。「強制退去」の主要部である「退去」の外項(「ホームレス」)を「～による」でマークできないことは、「排除」の内項(「ホームレス」)を「～による」でマークできないことと平行している。「せ(る)」が関与しない名詞句におけるこのような平行性は、「強制退去」が語彙概念構造レベルですでに他動詞になっている、つまり、「強制退去」が語彙概念構造で他動化していることを示唆している<sup>注8</sup>。ここで重要なことは、「せ(る)」が他動化を誘発しているのではなく、「強制」と「退去」の複合が他動化を誘発しているということである。「せ(る)」は、語彙概念構造で他動化したことを明示するマーカーにすぎない。

## 5. 「強制」と「強行」

「強制着陸」は、左側の「強制」が副詞的要素で、右側の「着陸」が主要部であった。「強行着陸」も、左側の「強行」が副詞的要素で、右側の「着陸」が主要部だと考えられる。副詞的要素の「強行」は、Agentの行為のようすを描写する機能をもつと考えられる。「強行」の機能を規定する上で、「強制」の機能を規定する上で重要であった「迷惑をかける者 vs 迷惑をかけられる者」という関係は必要ない。「強制」と「強行」のこの違いが(51)と(52)の文法性の違いに反映している。

(51) \*ハイジャック機が空港に強制着陸した。

(52) ハイジャック機が空港に強行着陸した。

「強制」が「迷惑をかける者 vs 迷惑をかけられる者」という関係を必ず含意するので、「強制」と「着陸」の複合は、語彙概念構造における他動化を誘発する。

(53) 空軍機がハイジャック機を空港に強制着陸させた。

一方、「強行」はAgentの行為のようすを描写するだけだから、「強行」と「着陸」の複合は、語彙概念構造における他動化を誘発しない。(「強行着陸」の「強行」は、主要部である「着陸」の外項(「ハイジャック機」)の行為のようすを描写している。)「強行」と「着陸」の複合は、語彙概念構造における他動化を誘発しないので、「強行」と「着陸」が複合して、「強行着陸」になっても、(52)が示すように、「～する」という形で使える。



「強行」は Agent の行為のようすを描写するから、もし、「強行」が外項 (Agent) をもたない動名詞 (非対格の動名詞) と複合すると、「強行」とその非対格の動名詞の複合は、語彙概念構造における他動化を誘発し、複合の結果できた動名詞は、「～する」という形で使えなくなる、と予測される。

(54) 税制改革法案が成立した。

「成立」は、外項 (Agent) をもたない非対格の動名詞である。「強行」と「成立」が複合した「強行成立」は、予測されるとおり、「～する」という形で使えない。

(55) \*税制改革法案が強行成立した。

(56) \*自民党が税制改革法案を強行成立した。

語彙概念構造で他動化した「強行成立」を述語として使うには、「～させる」という形にしなければならない。

(57) 自民党が税制改革法案を強行成立させた。

## 6. おわりに

副詞的要素 (「全面」) と動名詞 (「改訂」) が複合することによって、複合の結果できた動名詞 (「全面改訂」) が「～する」という形で使えなくなるということは通常ない。

(58) 文部省が学習指導要領を改訂した。

(59) 文部省が学習指導要領を全面改訂した。

しかし、本稿で考察してきたように、副詞的要素 (「強制」) と動名詞 (「着陸」) の複合が、語彙概念構造における他動化を誘発する場合、複合の結果できた動名詞 (「強制着陸」) は、「～する」という形で使えなくなる。述語として使う際には、語彙概念構造で他動化したことを明示するマーカーである「せ (る)」が現れる。

これまでの他動化に関する研究は、(60) のような派生による他動化しか扱ってこなかった。(奥津 (1967)、野田 (1991))

(60) 乾く kawak- → 乾かす kawak-as-

本稿がここまで考察してきたのは、これまでの他動化に関する研究ではまったく指摘されてこなかった複合による他動化である。複合という語形成過程でも、他動化は起こるのである。<sup>注9</sup>本稿で考察してきた現象は、形態論にとっても、統語論にとっても、興味深い現象だと思われる。

最後に、本稿の考察に関連すると思われる現象に簡単に触れておく。前田(1993)は、「「自然承認」「自然淘汰」を複合サ変動詞化した場合、その態が能動態は不可で受動態に限られる」と述べている。

(61) 法案が自然承認される。

(62) 種が自然淘汰される。

「自然承認」「自然淘汰」の「自然」は、「自然に」という意味の副詞的要素で、「承認」「淘汰」の Agent を背景化している。(「自然承認」「自然淘汰」は、語彙概念構造で自動化している、と推測される。) 本稿で考察した「強制着陸」の「強制」や「強行成立」の「強行」は、

(10) 複合による他動化

Agent (Causer) を新たに付け加えるという点で、「自然承認」、「自然淘汰」の「自然」と反対の働きをしているといえるだろう。

注1 非能格自動詞の主語と他動詞の主語が外項にあたり、非対格自動詞の主語と他動詞の目的語が内項にあたる。

(a) 「折る」(他動詞): ( $x < y >$ )

太郎が木の枝を折った。

(b) 「走る」(非能格自動詞): ( $x < >$ )

太郎が走った。

(c) 「折れる」(非対格自動詞): ( $< y >$ )

木の枝が折れた。

「走る」は、外項だけをもつ非能格自動詞であり、「折れる」は、内項だけをもつ非対格自動詞である。

注2 「強制使用」の主要部である「使用」は、「強制排除」の主要部である「排除」と異なり、使役という概念を含んでいない。

(d) 国が私有地を強制使用した。

(e) 警察がデモ隊を強制排除した。

つまり、「強制排除」の主要部である「排除」の外項(「警察」と同レベルで、「強制使用」の主要部である「使用」の外項(「国」)をCauserと呼ぶことはできない。しかし、(d)が表す事態の背後には「一定の手続きを踏んで、国が強制的に私有地の使用を認めさせる」という事態がある。

(f) 革新系の大田昌秀知事が苦慮のすえ、軍用地の強制使用に必要な手続き「公告・縦覧の代行」に応じたことで、軍用地問題は新たな段階に入った。

「一定の手続きを踏んで、国が強制的に私有地の使用を認めさせる」という事態においては、「国」はCauserであるといえる。「強制使用」と「強制排除」で、このような違いがあるが、「強制」が必ず含意する「迷惑をかける者 vs 迷惑をかけられる者」という関係においては、(d)の「国」も(e)の「警察」も「迷惑をかける者」であることにはかわりがない。

注3 語彙概念構造(LCS)とは、動詞が表す概念的な意味を抽象的な述語概念(CAUSE、BECOME、BE、……)で表示した構造である。語彙概念構造を用いて日本語を分析した研究には、影山(1993、1996)、三宅(1996 a、1996 b)などがある。

注4 Compelled Movement Alternation を示す動詞については、Levin(1993)、Levin and Rappaport(1995)、鷲尾・三原(1997)なども参照。

注5 Brousseau and Ritter(1991)は、CAUSEとDOを次のように定義している。

We define CAUSE as the predicate that denotes indirect causation by an external argument, and DO as the predicate that denotes direct causation by an external argument.

注6 Brousseau and Ritter(1991)のように、CAUSEとDOを区別するべきかもしれないが、本稿では、使役という概念を一律にCAUSEで表しておく。

注7 「排除」の語彙概念構造と「強制排除」の語彙概念構造は、基本的に同じであるが、「強制」の意味を語彙概念構造に反映させると、「強制排除」の語彙概念構造は、次のようになる。

(g) [x FORCIBLY-CAUSE [BECOME [y BE ... ]]]

x: 警察 y: デモ隊

ちなみに、「強制」の意味を語彙概念構造に反映させると、「強制着陸」の語彙概念構造は、次のようになる。

(h) [x FORCIBLY-CAUSE [y CAUSE [BECOME [y BE [AT z]]]]

x: 空軍機 y: ハイジャック機 z: 空港

注8 「強制退去」の主要部である「退去」の外項(「ホームレス」)は、語彙概念構造における他動化によって、内項になる。よって、「～による」でマークできなくなる。

注9 本稿では副詞的要素と動名詞の複合による他動化を考察してきたが、動名詞と動名詞の複合でも他動化は起こる。

(i) 大蔵省が中小金融機関を救済合併させた。

(j)\* 中小金融機関が救済合併した。

cf. 中小金融機関が合併した。

(k)# 大蔵省が中小金融機関を救済合併した。

(i)の解釈の1つとして、大蔵省が中小金融機関を救済するために、大蔵省が中小金融機関どうしを合併させた、というのが可能であろう。(i)の「救済合併」は語彙概念構造で他動化しているので(主要部(「合併」)のAgent(「中小金融機関」)とは別のAgent(「大蔵省」)が加わっているので)、述語として使うなら、「～させる」という形にしなければならない。(k)は、当該の読みでは不適切である。

(l) S銀行がD銀行を救済合併した。

(l)の解釈は、S銀行がD銀行を救済するために、S銀行がD銀行を合併した、となる。この場合は、語彙概念構造で他動化しているわけではないので(主要部(「合併」)のAgent(「S銀行」)と別のAgentが加わっているわけではないので、「～する」という形で使える。近藤泰弘(私信)が指摘した「追加成立」も、動名詞と動名詞の複合によって他動化したものだろう。(文法性判断は、近藤泰弘(私信)による。)

(m)??法案が追加成立する。

cf. 法案を追加成立させる。

非主要部は副詞的要素でも動名詞でもよく、非主要部が新たにAgentを付け加えるように機能すれば、語彙概念構造で他動化が起こるのである。

## 参考文献

- 奥津敬一郎(1967)「自動化・他動化および両極化転形——自・他動詞の対応——」『国語学』70
- 影山太郎(1993)『文法と語形成』ひつじ書房
- (1996)『動詞意味論——言語と認知の接点——』くろしお出版
- 野田尚史(1991)「文法的なヴォイスと語彙的なヴォイスの関係」仁田義雄(編)『日本語のヴォイスと他動性』くろしお出版
- 前田広幸(1993)「再帰性漢語複合サ変名詞の形成をめぐって——「自-□(スル)」と「自己=□□(スル)」を中心に——」『女子大文学(国文篇)』44 大阪女子大学
- 三宅宏(1996 a)「日本語の受益構文について」『国語学』186
- (1996 b)「日本語の移動動詞の対格標示について」『言語研究』110
- 鷲尾龍一・三原健一(1997)『日英語比較選書7ヴォイスとアスペクト』研究社出版
- Brousseau, Anne-Marie and Ritter, E. (1991) "A Non-Unified Analysis of Agentive Verbs," *WCCFL* 10, 53-64
- Levin, B. (1993) *English Verb Classes and Alternations*. The University of Chicago Press
- Levin, B and Rappaport Hovav. (1995) *Unaccusativity: At the Syntax-Semantics Interface*.

(12) 複合による他動化

MIT Press

**【付記】**

本稿は、国語学会平成9年度春季大会（於、大阪市立大学）における口頭発表（「使役と語形成」）をもとにしたものである。その席上、多くの方から有益なコメントをいただいた。また、本稿をまとめるにあたって、影山太郎先生、由本陽子先生、近藤泰弘先生、三宅知宏氏、安達太郎氏から有益なコメントをいただいた。記して感謝申しあげます。

——大阪大学大学院生——

（平成9年10月15日 受理）

（平成10年1月26日 改稿受理）